

多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和7年度 ふくいの住まい支援事業



		要件（共通）
下記の住宅支援制度に共通してお願いしている事項		● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
新たに多世帯で同居するために家をリフォームする （多世帯同居リフォーム支援事業）	対象工事費の3分の1 上限20万円 居住誘導区域 上限30万円	● <u>新たに</u>多世帯で同居すること（同居開始から6か月を経過していない者を含む）（直系卑属の単独世帯（※1）は除く） ● 自らが居住する又はこれから居住する一戸建て住宅（※2）であること（賃貸住宅は除く） ● 工事完了後、10年以上居住する見込みであること ● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること ● 以下の工事を含むリフォーム工事であること ほかに ◇ 間取りの変更に関する工事（増築を含む） ◇ バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張） ◇ 設備の改修工事（トイレ、キッチン、浴室、洗面所等の改修） ◇ 同居人数の増加に伴う工事
新たに多世帯で近居するために中古住宅を購入する （多世帯近居中古住宅取得支援事業）	20万円 居住誘導区域 30万円 子3人加算 30万円 ※居住誘導区域に限る	● <u>新たに</u>同一小学校区内で、多世帯で近居すること（直系卑属の単独世帯は除く） ● 新たに中古（※3）の一戸建て住宅を取得し、10年以上居住する見込みであること ● 宅地建物取引業者が仲介、又は売り主となる住宅であること ● 売買契約により購入する中古住宅であること（相続、贈与による住宅取得、2親等以内の親族間の売買、個人間売買を除く） ほかに 《子3人加算》 ● 子3人以上の 子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）が、居住誘導区域（※4）の住宅を取得する場合に30万円を加算
新たに多世帯で同居や近居するために引越しをする （多世帯同居近居住替支援事業）	引越し費用の3分の1 上限3万円 居住誘導区域 上限5万円	● <u>新たに</u>多世帯で同居、または、<u>新たに</u>同一小学校区内で、多世帯で近居すること（直系卑属の単独世帯は除く） ● これから居住する一戸建て住宅であること（賃貸住宅は除く） ● 3年以上同居または近居する見込みであること ● ふくいの住まい支援事業の他の補助金を受けていないこと ● 市内業者の請負による引越し作業であること ● 引越し費用の総額が10万円（税抜）以上であること ほかに

※1 直系卑属の単独世帯 …子や孫からなる、構成人数が1人の世帯のこと

※2 一戸建て住宅 …併用住宅の場合、住宅部分の床面積が1/2以上であること

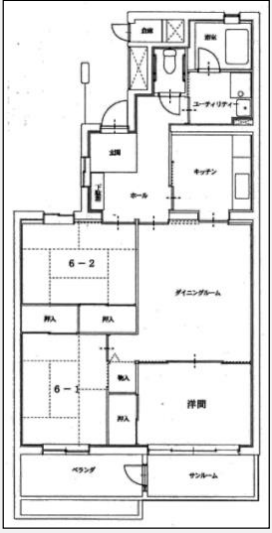
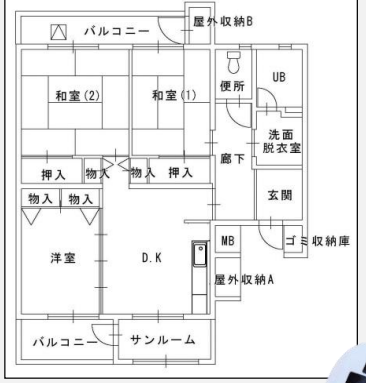
※3 中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅

※4 居住誘導区域 …別紙参照

《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571



多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！ 令和7年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）
下記の住宅支援制度に 共通してお願いしている事項		● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと
支援メニュー	補助金額	要件（個別）
旧耐震住宅を 解体し 新築住宅を 建てる （建替住宅 取得支援事業）	居住誘導区域 に限る 30万円	● 新婚世帯（入籍後5年以内の夫婦を含む世帯）、子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）、U・Iターン世帯（※1）または 被災者世帯（※2）であること ● 居住誘導区域（※3）で旧耐震住宅（※4）を除却し、新築住宅に建替えること ● 申請の年度内に除却工事を完了すること ● 申請の年度又は翌年度中に、新築住宅で居住を開始すること ● 取得後、10年以上居住する見込みであること ● 市内業者の請負による除却工事であること ● 申請の年度内に新築住宅に関する確認済証の交付を受けること ほか
市の 特定公共賃貸 住宅を 借りて住む （U・Iターン世帯 特公賃家賃 支援事業）	2.5万円/月 最大12か月間	● U・Iターン世帯 であること ● U・Iターン世帯 は、県外から特定公共賃貸住宅に直接入居すること ● 特定公共賃貸住宅の入居基準を満たすこと （入居基準は、市営住宅課（電話番号：0776-20-5570）までお問い合わせください） ● 3年以上本市に居住する見込みであること ほか 福田地B棟 （福井市福新町 2007番地） ・3LDK、H8年築 ・月額6万4千円  新田塚団地C棟 （福井市新田塚2丁目72番3号） ・3DK、H6年築 ・月額5万8千円 

- ※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者、転勤等の転入を除く。）
- ※2 被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書（災害発生から2年を経過しないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯。
- ※3 居住誘導区域 …別紙参照
- ※4 旧耐震住宅 …1981（昭和56）年5月31日までに着工又は建築された一戸建て住宅

《お問い合わせ先》 **福井市 住宅政策課 0776-20-5571**



多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！
令和7年度 ふくいの住まい支援事業

		要件（共通）		
下記の住宅支援制度に 共通してお願いしている事項		● 契約前の申請であること ● 交付決定から3か月以内に契約すること ● 申請者が契約者となること ● 申請の年度内に完了実績報告書を提出すること ● 過去に同じ制度による補助金を受けていないこと ● 国や地方公共団体による他の補助金を受けていないこと ● 世帯全員の市町村税の滞納がないこと ● 暴力団員でないこと		
支援メニュー	補助金額	要件（個別）		
空き家を 購入する （空き家取得 支援事業）	30万円 居住誘導区域 60万円 安心R加算 30万円 子3人加算 30万円 ※居住誘導区域に限る	● 新婚世帯（入籍後5年以内の夫婦を含む世帯）、子育て世帯（18歳になる年度までの子を含む世帯）、U・Iターン世帯（※1）または 被災者世帯（※2）であること ● 取得後、10年以上居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ほか 《子3人加算》 ● 子3人以上の 子育て世帯 が、居住誘導区域（※3）の住宅を取得する場合に30万円を加算		
空き家を リフォームする （空き家リフォーム 支援事業）	対象工事費の 5分の1 上限30万円	所有者 ☐	購入者 ☐	賃借者 ☐ 《補助対象世帯》 ● 賃貸住宅の所有者 ● 購入者・賃借者（ 新婚 、 子育て 、 U・I 、 被災者 ） ☐ ☐ ☐ ● 対象工事費が20万円（税抜）以上であること ☐ ☐ ☐ ● 市内業者の請負によるリフォーム工事であること ☐ ☐ ☐ ● 工事完了後、10年以上利活用する見込みであること ☐ - - ● 1年以上居住者のいない一戸建て住宅であること ☐ - - ● 空き家情報バンクに賃貸物件として登録済み、又は、今後登録する住宅であること ☐ - - ● 所有者又はその3親等以内の親族が過去に居住していた住宅であること - ☐ ☐ ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅を、居住目的で購入・賃借し、24か月以内であること 《対象外の工事》 ● 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事、外構工事 ● 申請者が直接行う工事 ● エアコン、ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の設置工事 ● 太陽光発電設備の設置工事 ● カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ● 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ● 障子、襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕工事 など
空き家を 借りて住む （空き家家賃 支援事業）	月額家賃の 3分の1 上限2.5万円/月 最大12か月間	● 新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯 または 被災者世帯 であること ● U・Iターン世帯 は、県外から補助対象住宅に直接入居すること ● 申請から2か月以内に世帯全員が居住を開始すること ● 3年以上本市に居住する見込みであること ● 空き家情報バンクに登録後1か月以上経過した住宅であること ほか		

※1 U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。（新規卒業者、転勤等の転入を除く。）

※2 被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書（災害発生から2年を経過していないもの）の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯

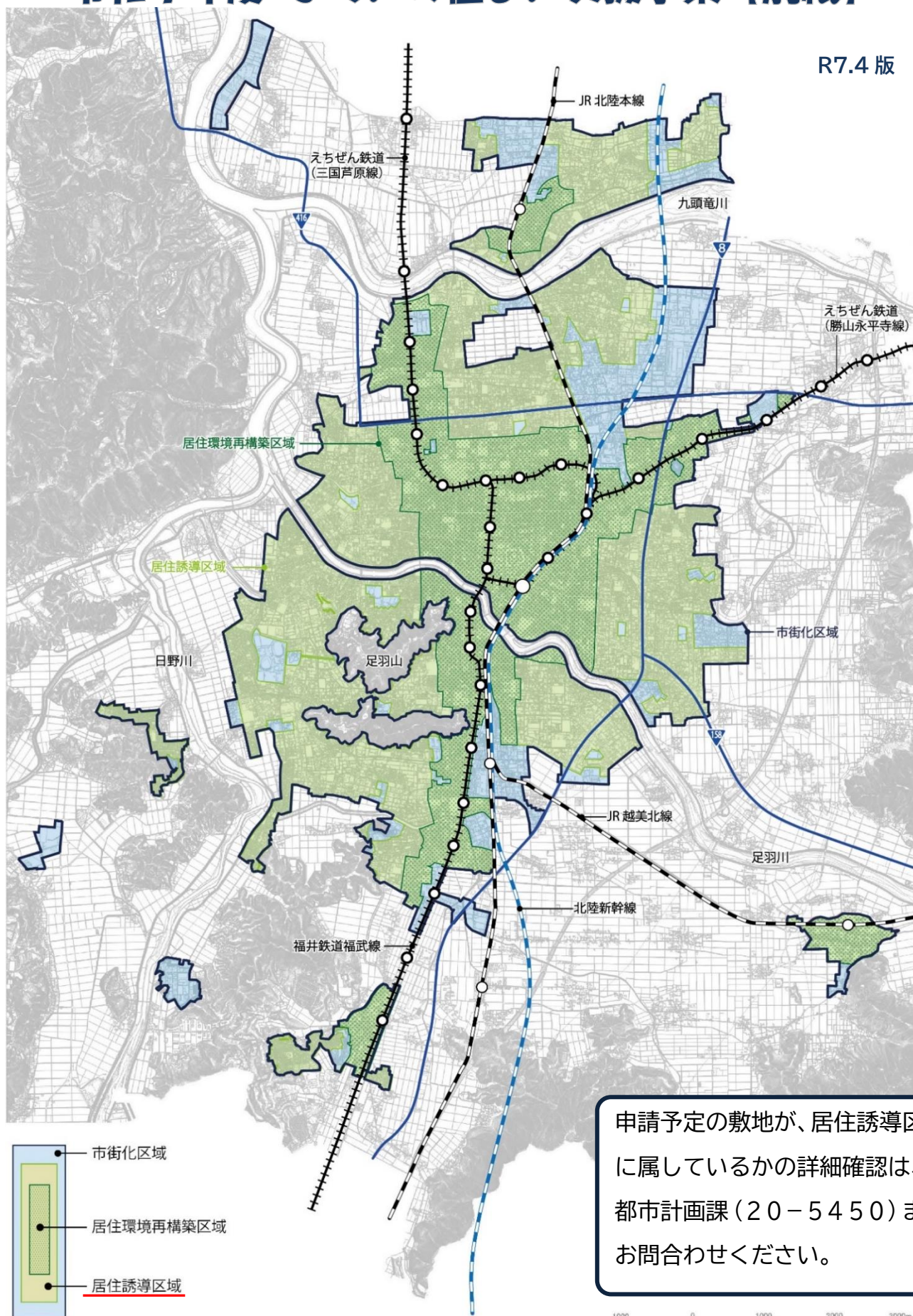
※3 居住誘導区域 …別紙参照

《お問い合わせ先》 福井市 住宅政策課 0776-20-5571



令和7年度 ふくいの住まい支援事業【別紙】

R7.4 版



申請予定の敷地が、居住誘導区域に属しているかの詳細確認は、都市計画課（２０－５４５０）までお問合わせください。

《お問い合わせ先》 **福井市 住宅政策課 0776-20-5571**